

宮城第一高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価調書の要旨

教育庁施設整備課
平成 29 年 8 月作成

行政活動の評価に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、宮城第一高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価の「評価調書」を作成した。その要旨については、以下のとおりである。

1 対象事業名

宮城第一高等学校校舎等改築事業

2 事業の概要

当該校の校舎施設は、昭和 41 年から昭和 44 年に建築されたものである。また屋内運動場は昭和 46 年の建築である。

耐震補強工事及び必要最小限の改修により施設の保全を図ってきたほか、平成 20 年度の男女共学化に伴いトイレ等を改修したが、大規模な改修は行っていない。

校舎及び屋内運動場の老朽化が著しいことから改築を行うものである。

[参考]

改築予定地：仙台市青葉区八幡一丁目 6 - 2

敷地面積：29,971 m²

事業規模	：施設	校舎（鉄筋コンクリート造）	8,122 m ² （現有 8,107 m ² ）
		屋内運動場（鉄骨造）	1,968 m ²
		その他附属棟等	1,044 m ²
費用	初期建設費	7,746 百万円	
	維持管理費	3,685 百万円（維持管理期間 40 年）	

3 スケジュール

平成 29 年度	大規模事業評価
平成 30 年度～平成 32 年度	基本・実施設計，地質調査等
平成 31 年度	仮設校舎設計・工事
平成 32 年度	校舎解体工事
平成 33 年度～平成 35 年度	校舎等改築工事
平成 36 年度	外構・グラウンド整備工事，仮設校舎・屋内運動場解体工事 （供用開始予定 平成 36 年 4 月）

4 県の評価

老朽化の著しい校舎等を改築することにより、生徒・教職員等の安全を確保するとともに、進学重視型単位制など、学校の特色が活かされる施設の整備による学習効果の向上、及び共学化に対応した魅力的な学習環境の整備による学習意欲の向上等を図るために必要な事業である。

建設に当たっては、敷地が狭く住宅地が隣接していることから、周辺環境等に配慮した計画とすること、また、現在の敷地内で改築することにより、施設規模を最小限とし事業費を抑制できることから、当該事業の実施は適切であると判断した。